

平成16年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第2回） 質疑事項一覧（最終版）

○教育職員免許法一般

【法第3条関係】

問1 少人数授業を担当する教員の所有免許状について（富山県）

【法第5条第3項関係】

問2 特別免許状の授与について（兵庫県）

【法第6条関係】

問3 教育職員検定の学力検定について（兵庫県）

問4 教育職員検定の人物及び身体の検定について（愛知県）

【法第13条関係】

問5 官報広告について（福岡県）

【法第18条関係】

問6 現職教員への適用について（秋田県）

問7 大学院の基準について（香川県）

【法附則第2項関係】

問8 少人数授業を担任する教員の所有免許状について（鹿児島県）

【法附則第9項関係】

問9 在職年数の算定について（千葉県）

問10 実習に関する実地の経験について（富山県）

問11 イの「実習に係る実業に関する学科」の判断基準（秋田県）

問12 イの基礎資格について（鹿児島県）

【昭和63年改正法附則第5項関係】

問13 専修免許状取得に係る経過措置について（秋田県）

問14 専修免許状取得に係る経過措置について（新潟県）

【法別表第1関係】

問15 短大卒業者が大学へ編入学した場合の高1種免の取得について（栃木県）

問16 認定課程以外の大学の課程について（沖縄県）

【法別表第2関係】

問17 在学期間の算定について（神奈川県）

【法別表第7関係】

問18 養護教諭養成機関での修得単位について（宮城県）

問19 在職年数の算定について（長崎県）

問20 在職年数の算定について（富山県）

【法別表第8関係】

問21 在職年数の算定について（埼玉県）

問22 在職年数の算定について（北海道）

問23 在職年数の対象について（愛知県）

【施行規則第6条第1項表関係】

問24 隣接校種（別表第1）の単位の修得方法について（滋賀県）

【施行規則第6条表備考第12号関係】

問25 単位の流用について（京都府）

問26 単位の流用について（鹿児島県）

【施行規則第6条表備考第12号、第14号、第15号関係】

問27 単位の流用について（熊本県）

【施行規則第6条表備考第12号、第16号関係】

問28 単位の流用について（京都府）

【施行規則第6条表備考第13号、第10条の4第1項関係】

問29 単位の流用について（広島県）

【施行規則第6条表備考第14号関係】

問30 単位の流用について（埼玉県）

【施行規則第6条表備考第17号関係】

問31 単位の流用について（香川県）

【施行規則第7条表備考第1号、第3号関係】

問32 特殊教育に関する科目の単位の修得方法について（岡山県）

【施行規則第10条の3関係】

問33 2種免許状取得者による1種免許状の取得について（埼玉県）

問34 2種免許状取得者による1種免許状の取得について（香川県）

問35 別表第8で2種免許状を取得した者による1種免許状の取得について（北海道）

【施行規則第10条の4第1項関係】

問36 単位の認定について（京都府）

【施行規則第10条の4第2項関係】

問37 認定課程を有する他の大学において修得した単位について（北海道）

【施行規則第11条関係】

問38 看護実習について（鹿児島県）

【施行規則第11条表備考第3号、第12号関係】

問39 単位数、在職年数の算定について（埼玉県）

【施行規則第63条の2関係】

問40 盲・聾・養護学校の特殊の教科（自立活動）の免許状について（秋田県）

問41 養護学校教諭免許状による自立活動の教授について（徳島県）

【施行規則第66条の2関係】

問42 在籍期間の通算について（宮城県）

【施行規則第66条の6関係】

問43 科目の修得方法について（北海道）

問44 科目の修得について（沖縄県）

【施行規則第67条関係】

問45 在外教育施設の在職期間について（秋田県）

【施行規則第68条関係】

問46 実務経験の対象について（島根県）

【施行規則第70条の2関係】

問47 12年指定における期間の算定について（鹿児島県）

問48 12年指定における経過日について（鹿児島県）

【施行規則第72条別記様式関係】

問49 別記様式備考のケの（ウ）欄の記載方法について（北海道）

【平成16年改正省令附則第2条第3項関係】

問50 在職期間の算定について（徳島県）

問51 在職期間の算定について（徳島県）

【免許状授与証明関係】

問52 保育士試験における授与証明について（兵庫県）

【理学療法免許状関係】

問53 理学療法免許状の教授範囲について（富山県）

【その他】

問54 単位の修得方法等の履修指導について（栃木県、岡山県）

問55 教員免許の更新制について（埼玉県）

問56 教員免許ハンドブックの更新について（秋田県）

問57 免許事務担当者の連絡先一覧について（秋田県）

問58 免許法の解釈事例の周知について（香川県）

問59 文部科学省発送資料について（京都府）

○栄養教諭関連

【法第3条第2項関係】

問60 食に関する指導による非常勤講師の任用について（愛知県）

【法附則第18条関係】

問61 在職年数の遞減措置について（栃木県）

問62 在職年数の算定について（熊本県）

問63 在職年数の算定について（香川県）

問64 在職年数の算定について（鹿児島県）

【施行規則第10条の4関係】

問65 栄養教育実習の修得方法について（宮城県）

問66 栄養教育実習の指導について（岐阜県）

【その他】

問67 栄養教諭免許の認定課程申請予定大学について（北海道）

問68 教育委員会が免許法認定講習を開催する場合の支援について（北海道）

(O)

(O)

○教育職員免許法一般

【法第3条関係】

問1 少人数授業を担当する教員の所有免許状について（富山県）

平成13年度免許担当者会議質疑事項の問2で「少人数授業を推進していくにあたっての所有免許状の考え方は、原則としてチームティーチングと同様である。ただし、年間を通して分割した授業を行う①場合で、相当免許状を持つ教員の指導・助言等がなく②、授業を担当する教員双方の協力関係が全くない③場合には、単独で教授しているのと同様とみなされ、相当免許状が必要となる。」とある。この解釈に変更がないか再度確認させていただきたい。

すなわち、補助者が授業を行う場合において

- ① 年間を通して分割した授業を行わない場合（免許状を有する教員と1年のうち一定期間においてチームティーチングを行う場合）
 - ② 相当免許状を持つ教員の指導・助言等がある場合
 - ③ 免許状を有する授業を担当する教員との協力関係がある場合
- ①～③のいずれか一つでも満たしている場合は、相当免許状を有する必要がないと考えてよいか。

答 平成13年度の解釈に変更はない。なお、特に②及び③については、相当免許状を有する教員の指導計画と管理・責任の下で行われているか否かを、具体的事例に即して総合的に判断されるべきものと解する。

【法第5条第3項関係】

問2 特別免許状の授与について（兵庫県）

(1) 看護師免許証所有者については、看護に関する専門的知識を有していることの確認ができれば、看護師経験を有しない者でも「看護」の教科に係る特別免許状の授与は可能か。

また、看護師免許証を所有しているだけでは「専門的知識経験又は技能を有する者」と考えられない場合、看護師としての勤務経験は最低何年程度必要と考えるか。

(2) 看護師免許証を取得した者（看護師としての経験はない）に、高等学校「看護」の臨時免許状を授与し、高等学校の看護科を教授させている場合、この者が既に臨時免許状で数年勤務し成績良好であれば、特別免許状の授与は可能か。

（臨時免許状で良好な成績で勤務したことにより、教育職員免許法第5条第3項第1号の「専門的な知識経験」を満たすと考えてもよいか。）

（趣旨）

高等学校の資格認定試験がなくなり、「看護」の教科について特別免許状での対応を考える場合、現在臨時免許状で教授している者は、勤務を続けながらの普通免許状取得も難しいうえ、臨時免許状での教授期間が考慮されないことにより特別免許状も授与できないとなれば、その者を任用または雇用し続ける限り、臨時免許状の交付を継続することとなるため。

答 (1) 前段：特別免許状について、社会人としての実務経験を勘案して授与するという趣旨を踏まえ、法第5条第3項第1号の「専門的な知識経験」に該当するか否かを授与権者において総合的に判断する必要がある。

後段：特別免許状の授与要件の詳細は、法令の規定に基づき、授与権者である都道府県教育委員会の規則において定め、判断すべきものである。

(2) 特別免許状は、社会人としての実務経験を勘案して授与する趣旨のものであり、助教諭としての勤務経験そのものは、この趣旨にそぐわないものと解する。なお、特別免許状授与に係る「担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能」については、授与しようとする者の資質能力を総合的に判断すべきものと解する。

【法第6条関係】

問3 教育職員検定の学力検定について（兵庫県）

臨時免許状の授与に係る教育職員検定の学力検定において、「他校種の普通免許状を所有していること」を必ず必要とすることは、学歴に係る欠格事由に制限を加えるものと解して良いか。

また、検定において選択可能な基準の一つでれば、制限を加えていないと解して良いか。（教員免許ハンドブックの解釈事例編P. 30の上段のQ&A後段の内容確認）

答 前段：貴見のとおり。

後段：免許法に規定する学歴要件以上の学歴要件を一律に課すものでなければ、保免許法の規定には抵触しないものと解する。

【法第6条関係】

問4 教育職員検定の人物及び身体の検定について（愛知県）

人物及び身体の検定については、教員にふさわしい人物であるかどうか、また、健康な身体を備えているかどうかを判定することにより、当該申請者が免許状を与えるにふさわしい者であるか否かを総合的に判断するものであるとされている。

しかし、別表第1、第1及び第2の2の規定による免許状授与の際には人物及び身体等教員としての適格性を全体として判断していないことから、同一の教員免許状に対し教育職員検定が必要な者に限定して当該検定を課すことは公平性に反しないか。

特に、身体の検定については、平成13年度の全国聴取事項においても過去3年間不合格とした都道府県はなく、実効性のない形骸化した規定となっている。そもそも、教員として健康な身体を備えているかどうかについては免許状取得時ではなく採用時の問題であり、免許制度によって担保する必要はないと考える。

当該規定中、人物及び身体の検定を削る改定をお願いしたい。

（参考）今後の教員免許制度の在り方について（答申） 平成14年2月21日中教審

II 教員免許更新制の可能性（関係部分抜粋）

現行の教員免許制度において、免許状は大学において教科、教職等に関する科目について所要単位を修得した者に対して授与されるものであり、免許状授与の際に人物等教員としての適格性を全体として判断していないことから、更新時に教員としての適格性を判断する仕組みは制度上とり得ず、このような更新制を可能とするためには、免許授与時に適格性を判断する仕組みを導入するよう免許制度自体を抜本的に改正することが前提となる。

答 別表第1及び別表第2による免許状の授与と、教育職員検定による免許状の授与は、性質が異なるものである。

【法第13条関係】

問5 官報広告について（福岡県）

氏名変更による書換をしていない者が、懲戒免職等で免許状が失効した場合、
氏名変更後の姓名で、官報に公告してよいか。

答 変更後の姓名で官報広告することは可能と解するが、その際、旧姓を付記すべきと
考える。

【法第18条関係】

問6 現職教員への適用について（秋田県）

平成15年度会議の質疑事項問12の回答において、法第18条を適用する場合は、「外国の大学を『卒業』することが重要である。」と補足説明されたが、同会議の質疑事項問13において、「別表を『準用』するのではなく『法第18条の趣旨に基づいて直接適用』する」とある。

大学院修学休業制度を活用して外国の大学院に在学している現職教員が、仮に、修士の学位を取得していない段階で、修得済みの単位をもって免許状の授与申請をしてきた場合、在職期間を有する学校種の専修免許状授与の根拠規定は、「法第18条（法第6条別表第3を準用）」ではなく、「法6条別表第3」ということによいのか、確認したい。

また、同者が複数の免許状を有しており、在職経験がない学校種の専修免許状を授与する場合は、「法第18条（法別表第1を準用）」が根拠規定になるため、大学院を「修了」することが必要であり、修了していない場合は授与できないということでしょうか。

答 前段：貴見のとおり。

後段：貴見のとおり。

【法第18条関係】

問7 大学院の基準について（香川県）

専修免許状を取得するため、大学院修学休業制度を利用して海外の大学の大学院で単位を修得するケースが増えているが、免許状を授与する上で国内の大学院と同程度と判断される大学院の基準について参考となるものがあれば、情報提供していただきたい。

答 法第18条の規定に基づき免許状を授与する場合には、授与権者が行う教育職員検定によるものであり、教育職員検定の具体的な合否については、授与権者の判断による。

【法附則第2項関係】

問8 少人数授業を担任する教員の所有免許状について（鹿児島県）

平成13年度免許担当者会議質疑事項の問2において、「年間を通して分割した授業を行う場合で、相当免許状を持つ教員の指導・助言等がなく、授業を担当する教員双方の協力関係が全くない場合には、単独で教授しているのと同様とみなされ、相当免許状が必要」とあるが、これは、相当免許状を持つ教員の指導・助言等を受けながら連携をとって教授する場合は、年間を通して分割した授業を行う場合であっても相当免許状は必要ないと解してよいか。

また、当該相当免許状を持つ教員が配置されておらず、当該教科の免許外教科担任許可を受けた教員のみの場合であっても、当該教員を相当免許状を持つ教員と同等と扱い、他の教員は許可は必要ないと考えてよいか。

なお、上記2つの事項において、相当免許状が必要である場合、当該事由による免許外教科担任許可の申請が増加することとなるが、やむを得ない場合に該当すると判断し許可してよいか、基本的な考え方を御教示いただきたい。（免許外教科担任許可については、各都道府県教育委員会の審査基準に基づいて許可を行っているところではあるが考え方を伺いたい。）

答 相当免許状を有する教員の指導・助言等や協力関係については、相当免許状を有する教員の全体計画と管理・責任の下で行われているか否かを、具体的な事例に即して総合的に判断されるべきものと解する。

なお、ある教科について普通免許状を有する教員を採用することができない場合に、免許外教科担任の許可を受けた教員とともに、当該教科の少人数指導を行う者をさらに配置することは、免許外教科担任制度の趣旨を逸脱しているものと考えられる。

【法附則第9項関係】

問9 在職年数の算定について（千葉県）

高等学校農業土木科を卒業し、同校同学科において土木関係の実習助手として勤務した期間は、第9項の表二の基礎資格に係る「工業実習に関する実地の経験」に含めることができるとの解釈が示されている。（ハンドブックP103上段）

高等学校普通科を卒業し、航空機整備関係の専門学校を卒業した者が、高等学校工業科において工業関係の実習助手として勤務した場合、

- ① 先の例と同様、第9項の表二の基礎資格に係る「工業実習に関する実地の経験」に高等学校工業科の実習助手の期間を含めることができるか。
- ② できるとした場合、当該実習助手が9年間勤務した後、さらに3年間勤務して、大学において所要単位を修得すれば、高等学校1種工業実習免許状を授与することができるか。

答 ①：貴見のとおり。

②：貴見のとおり。

【法附則第9項関係】

問10 実習に関する実地の経験について（富山県）

「実習に関する実地の経験」には、当該実習助手としての勤務年数を含めてもよいか。

その場合、第4欄の最低修得単位について、実地の経験（実習助手としての9年の勤務年数）を有する前に認定講習等で修得した単位は、認められないということでおいか。

答 前段：貴見のとおり。

後段：貴見のとおり。

【法附則第9項関係】

問11 イの「実習に係る実業に関する学科」の判断基準（秋田県）

放送大学の教養学部生活科学コースの生活と福祉を専攻し、教養学士の学位を取得した者は、高1種（福祉実習）を授与する際の基礎資格を、法附則第9項イとしてよいか。

また、福祉実習の免許状を受ける際の、法附則第9項表の第3欄に掲げる在職経験は、看護の実習助手としての経験をもって替えることはできるか。（教科「水産」と「商船」の関係のように、教科「福祉」と「看護」は類似科目に相当すると解釈することはできるか。）

答 前段：教養学部生活科学コースでは、福祉に係る「実習に係る実業に関する学科」との相当関係が不充分であるものと解する。

後段：福祉と看護はそれぞれ別個の教科であり、できないものと解する。

【法附則第9項関係】

問12 イの基礎資格について（鹿児島県）

短期大学で情報処理を専攻し卒業した者が、法附則第9項により高1種免（商業実習）を取得しようとする場合、同項の表イの基礎資格を有するものとして取り扱って差し支えないか。

答 専攻した学科が、商業に係る「実習に係る実業に関する学科」と相当関係を有する必要がある。

【昭和63年改正法附則第5項関係】

問13 専修免許状取得に係る経過措置について（秋田県）

昭和53年に大学を卒業し、小学校教諭1級普通免許状、中学校教諭1級普通免許状（社会）及び高等学校教諭2級普通免許状（社会）を取得し、昭和55年に大学院を修了している者に対し、今後、昭和63年改正法附則第5項を適用して、小専免、中専修免（社会）及び高専修免（地理歴史、公民）を授与することは可能か。

ハンドブック解釈事例132頁下段では、高専修免は授与できないとされているが、何故か。

答 前段：小学校専修免許状、中学校専修免許状については貴見のとおり。

後段：改正法附則第5項は、小中学校等について、昭和63年改正法以前、大学院等が免許制度の中に位置づけられていなかった。特に修士の学位を得たこと等を、専修免許状との関連で評価しようとするものであるため。

【昭和 63 年改正法附則第 5 項関係】

問 14 専修免許状取得に係る経過措置について（新潟県）

次の経過の者から専修免許状の申請があった場合、授与できるかご教示願います。

小学校教諭専修免許状と中学校教諭専修免許状（美術）について

昭和 60 年 3 月 小 1 級 取得

" 中 2 級（美術） 取得

昭和 62 年 3 月 大学院修了

平成 16 年 4 月 中 1 種（美術） 取得（別表第 3）

小学校専修免許状については、昭和 63 年改正法附則第 5 項により、専修免許状を授与できると考えられるが、中学校美術については、授与できないと考えるが、いかがか。 (O)

答 貴見のとおり。

(O)

【法別表第1関係】

問15 短大卒業者が大学へ編入学した場合の高1種免の取得について（栃木県）

A 短大卒業時に中2種免を取得した者が、同一教科の中1種免及び高1種免の課程認定を有するB大学に3年次編入学をし、中1種免及び高1種免の取得を希望している。この場合、高1種免の取得については、「ハンドブックP159下段」及び「平成10年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第1回）質疑事項IV問5」により、B大学が認定すれば教科に関する科目10単位、教職に関する科目21単位及び教科又は教職に関する科目4単位を上限として、高1種免取得に有効な単位としてよろしいか。

〈質疑理由〉

「平成10年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第1回）質疑事項IV問5」中では、「従来認めてきた解釈は一定の経過措置を経て、変更することが適切である」旨の記述があるが、その後の変更について確認できなかったため。また、解釈変更については、大学の外、都道府県教育委員会へ対しても周知がなされていないと、双方で解釈の差違が生じるおそれがあるため。なお、本事例について、B大学は有効な単位として取り扱うことを前提とした履修指導を該当者に対して行っている。

答 平成10年会議（第1回）の解釈は平成10年改正前の古い解釈であり、現在は、平成10年改正により規則第10条の4第1項の規定が設けられていることから、A短大で修得した科目の単位を、大学設置基準第30条第1項に基づくB大学の判断により、中2種免取得に係る最低単位数を上限として、高1種免取得の単位に含めることができる。

【法別表第1関係】

問16 認定課程以外の大学の課程について（沖縄県）

教育職員免許法第5条別表第1備考5の口の認定課程以外の大学の課程とは、
外国の大学も含まれるのか。

答 我が国の法令に基づき設置認可された大学を指すものと解する。

【法別表第2関係】

問17 在学期間の算定について（神奈川県）

別表第2の養護教諭1種免許状授与の際の基礎資格口及びハにおいては、養護教諭養成機関に一定期間「在学」し、所要の単位を修得することとなっていが、これらの場合、科目等履修により所定の単位を修得したのみの場合は「在学」には含まれないと考えるがどうか。

答 法別表第2の基礎資格については、養護教諭養成機関に在学する必要があり、科目等履修生である期間は含まれないものと解する。

【法別表第7関係】

問18 養護教諭養成機関での修得単位について（宮城県）

文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位を、盲・聾・
養護学校教育職員検定の修得単位として認定する場合、どの様な点に注意して認
定するべきか。

答 法別表第7の規定に基づく特殊教育免許の取得には、「特殊教育に関する科目」の修
得が必要であり、指定養護教諭養成機関においてはこれらは開設されていない。

【法別表第7関係】

問19 在職年数の算定について（長崎県）

免許法第6条別表第7の規定により2種免を取得する場合、高1種（工業）、養学1種を有する者が「聾学校の中学校部においてチームティーチングにより授業を行った期間」については、最低在職年数の期間として参入できるか。

答 法別表第7第3欄に規定する教員としての在職年数には、チーム・ティーチングにより授業を行った期間は含まれないものと解する。

【法別表第7関係】

問20 在職年数の算定について（富山県）

中・高等学校教諭1種免許状（保健体育）及び小・養護学校助教諭臨時免許状を有している者が、肢体不自由養護学校小学部で3年以上勤務していた場合において、実務証明責任者から良好な成績で勤務した旨の実務に関する証明書が提出されれば、別表第7第3欄に規定する在職年数として認めることはできるか。

答 できる。（ハンドブックP270上段参照）

【法別表第8関係】

問21 在職年数の算定について（埼玉県）

平成14年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第2回）における質疑事項問21のア-③について、中学校教諭1種免許状及び小学校助教諭免許状を有する者が、小学校で講師として3年間良好な成績で勤務した在職年数を、別表第8で小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合の在職年数に含めることができるとの解釈が示されたところである。

この場合において、申請時に小学校助教諭免許状の有効期限が切れている場合でも、第2欄における有することを必要とする学校の免許状（中学校教諭1種免許状）は所持していることから、別表第8での申請が可能と解釈してよいか。

答 貴見のとおり。

【法別表第8関係】

問22 在職年数の算定について（北海道）

別表第8の第3欄の在職年数には、平成14年7月1日の法改正前に、法第17条の3の規定により知的障害者の教科を担任した以下の在職年数を含めることができるか。

- ① 受けようとする免許状：小学校2種免許状
中学校教諭免許状と養護学校免許状を所有し、養護学校高等部で知的障害者の教科担任として勤務した年数
- ② 受けようとする免許状：小学校2種免許状
中学校教諭免許状と養護学校免許状を所有し、養護学校幼稚部で知的障害者の教科担任として勤務した年数
- ③ 受けようとする免許状：中学校2種免許状
小学校教諭免許状と養護学校免許状を所有し、養護学校幼稚部で知的障害者の教科担任として勤務した年数
- ④ 受けようとする免許状：幼稚園2種免許状
小学校教諭免許状と養護学校免許状を所有し、養護学校中学部で知的障害者の教科担任として勤務した年数

※ 平成15年度都道府県免許事務担当者会議の問26の回答（26ページ）によると、法第17条の3の規定により知的障害者の教科担任をした在職年数を含めることができるとの趣旨であった。

答 法第17条の3の規定に基づく場合であっても、所有する免許状及び受けようとする免許状に係る学校種に相当しない部における在職年数は含めるべきでないものと解する。

【法別表第8関係】

問23 在職年数の対象について（愛知県）

別表第8第3欄に規定する講師には特別非常勤講師としての在職年数も含むことができるとして回答されている（平成14年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議第2回問21、平成15度同会議問26）。

また、助教諭については臨時免許状を対象としないことから、第3欄の在職年数の対象から規定上除かれている。

そこで、小学校教諭普通免許状を有する者が中学校において教科の領域の一部を教授する特別非常勤講師として3年間在職した期間は別表第8第3欄の在職年数に含めることができ、また、同人が中学校臨時免許状を有し、助教諭（常勤）として当該教科の全領域を教授した期間は同表第3欄に含めることができないが、講師として当該教科の全領域を教授した期間は同表第3欄に含めることができるることは、助教諭と講師との職務に学校教育法上差異がないことから、公平性を欠く解釈ではないか。

第3欄の解釈は、あくまでも第2欄の基礎免許状に係る在職年数（専科担任制度を含む。）に限定すべきであると考えるがいかがか。

※特別非常勤講師の在職年数は常勤との均衡を考慮した期間とする。

答 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与する例外的なものであることによるものであり、御指摘はあたらないものと考える。

【施行規則第6条第1項表関係】

問24 隣接校種（別表第1）の単位の修得方法について（滋賀県）

中1種免の課程認定のあるA大学において中1種免を取得して卒業した学生が免許法第5条別表第1により小1種免の取得を希望する場合、教職に関する科目の単位については、同法施行規則第6条第1項表備考12号の適用による流用可能単位を除き、すべて小学校の課程認定のある大学で修得する必要があるか。

（趣旨）

規則第6条の表第2～5欄に定める科目についてはともかく、教育実習に係る単位についても当該学校種の課程認定を受けていることが絶対必要かどうか確認したいため。

同様の趣旨である質疑（平成15年度都道府県免許事務担当者会議問29）に対して、規則第6条第1項表備考12により3単位は流用可との回答がなされているが、中学校の免許を取得する際に教育実習について5単位分を修得しており、また、規則第6条表備考8で、「小学校の免許を取得しようとする場合の教育実習の単位については中学校での実習でも可」とされているにもかかわらず、残りの2単位を別途小学校の課程認定がある大学で修得する必要があるのか、改めて確認するものです。

答 教育実習についても、原則として、小学校の教員免許課程として課程認定を受けた科目の単位である必要があるが、規則第6条第1項の表備考第12号の規定により、中学校の教育実習3単位までは流用が可能である。

【施行規則第6条表備考第12号関係】

問25 単位の流用について（鹿児島県）

A大学（小免のみ課程認定を受けている）を卒業し、旧法で小学校2種免許状を取得した者が、新法で中学校1種免許状（社会）を取得する場合。

（当時A大学において、「教科教育法に関する科目」を2単位不足していたため、小学校1種免許状を取得できなかった。）

備考第12号により流用できる単位は、旧法で修得した単位のうち新法に読み替えて修得したとみなせた単位のみを流用できると解してよいか。

また、2種免許状を取得している者が、1種免許状を取得する場合、教育の基礎理論に関する科目は修得している単位を全て流用できるのか、それとも2種免許状取得に必要な4単位のみを流用できると解してよいか。

備考第12号により、流用できる単位は

教育の基礎理論に関する科目 4単位

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 2単位

教育実習 3単位

となると思われるがそれでよいか。

答 前段：平成10年改正法附則第6項の規定により、新法で小2種免の所要資格を得たものとみなされた上で、規則第6条の表備考第12号の規定が適用される。したがって、さらに修得することが必要な教職に関する科目の単位数としては、教育の基礎理論に関する科目2単位、教育課程及び指導法に関する科目12単位、生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目2単位、教育実習2単位である。

後段：規則第6条の表備考第12号の規定により、小2種免取得の場合の教職に関する科目を中1種免取得の単位として流用する場合には、同表に掲げる小2種免取得に係る各科目の単位数を限度とするものと解する。

【施行規則第6条表備考第12号関係】

問26 単位の流用について（京都府）

小学校教諭1種免許状を有し、幼稚園教諭1種免許状を取得する場合、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」は2単位まで流用可能であるが、流用単位のみで、幼稚園教諭免許状取得に必要な「幼児理解の理論及び方法」を満たしたことになるのか。

答 ならない。規則第6条の表備考第12号を適用する場合にも、同表に掲げる各科目に含めるべき事項を満たす必要があるものと解する（平成10年「主要事項についての考え方」参照）。

【施行規則第6条表備考第12号、第14号、第15号関係】

問27 単位の流用について（熊本県）

幼稚園2種免許所有者が別表1により小学校2種免許を取得する場合の単位の流用について、次のそれぞれについての解釈をご教示ください。

① 規則6条表備考14号について

教育課程及び指導法に関する科目に係る「教育課程の意義及び編成の方法」並びに「教育の方法及び技術」の単位のうち、1単位までは流用できるとされているが、これは、2科目それぞれにつき各1単位流用できるということではなく、2科目合わせて1単位流用できるということでしょうか。また、その場合、この2科目については修得済みとみなし、大学等で新たに修得する必要はないと考えてよいか。

② 規則6条表備考15号について

各教科の指導法のうち「生活の教科の指導法」2単位まで、「特別活動の指導法」1単位まで保育内容の指導法の単位を流用できるとされているが、これを適用した場合、各教科の指導法については、あと5教科について各2単位修得すればよく、特別活動の指導法については修得済みとみなし、新たに修得する必要はないと考えてよいか。

③ 上記①、②及び規則6条表備考12号を適用した場合、第4欄の「教育課程及び指導法に関する科目」を10単位、「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」を2単位、「教育実習」を3単位修得すれば、教職に関する科目の必要単位は満たすと考えてよいか。

- 答 ①：「教育課程の意義及び編成の方法」と「教育の方法及び技術」のそれぞれについて、1単位まで流用可能である。教職に関する科目に含めるべき事項については、各事項ごとの単位数の要件はなく、これらの事項を含めた科目を修得していればよい。
- ②：貴見のとおり。
- ③：教育課程及び指導法に関する科目を9単位、生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目を2単位、教育実習を2単位修得すれば足りる。

【施行規則第6条表備考第12号、第16号関係】

問28 単位の流用について（京都府）

- ① 備考12号で、「小学校教諭又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合」とは、「『取得要件』を満たす場合」（ハンドブック346ページ上段）と解されている趣旨は。
- ② この回答中「取得要件」とは、「所要資格」との定義の違いは。
- ③ 「満たす場合に限る」とすると、例えば、備考16号により、小2免取得中で幼2免申請をする場合（小学校の教科指導法の単位を半数まで充当する場合）に、小学校教職科目の「道徳」のみが未修得の場合でも、幼稚園免許取得の単位に充当できないこととなるが、それでよいか。
- ④ ガイドブック342ページ「教育実習の単位の流用」を認めているが、この場合は、「取得要件」を満たしていなくてもよいのか。

答 ①：基となる免許状の取得要件を満たすことにより、流用する基となる科目の単位が免許状取得の単位として認められ、流用が可能となることによる。
②：同義である。
③：貴見のとおり。
④：高一種免の取得要件を満たしている必要がある。

【施行規則第 6 条表備考第 13 号、第 10 条の 4 第 1 項関係】

問 29 単位の流用について（広島県）

A 短大を卒業して、中学 2 種免許状（英語）を取得している者が、B 大学の 3 年に編入学し、高校 1 種免許状（英語）の取得を希望している。

B 大学では、編入学に際して、A 短大で取得した「教職」に関する科目の単位は認定せず、「教科」に関する科目の単位は認定している。

この場合に、B 大学は、

- ・「教職」に関する科目は、免許法施行規則第 6 条の表 備考第 13 号により、規定の単位まで充てる
- ・「教科」に関する科目は、免許法施行規則 10 条の 4 により、B 大学の単位に含めることを考えている。

この両方の取扱いを同時に適用してよいか。

また、編入学に際して、教科、教職とも認定している場合にも、上記の取扱いが可能か。

答 前段：貴見のとおり。

後段：貴見のとおり。

【施行規則第6条表備考第14号関係】

問30 単位の流用について（埼玉県）

小学校教諭1種免許状及び幼稚園教諭1種免許状の課程認定のある大学で、別表第1に基づき単位を修得し、小学校教諭1種免許状に必要な単位は全て修得済である。

教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
第3欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達・・・(略)	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2
第4欄	教育課程の意義及び編成の方法	(注1)
	各教科の指導法	18
	道徳の指導法	2
	特別活動の指導法	2
	教育の方法及び技術(略)	2(注2)
幼稚園	教育課程の意義及び編成の方法	
	保育内容の指導法	16
	教育の方法及び技術(略)	2(注2)

(注1) 小学校免許状取得の場合の「教育課程の意義及び編成の方法」は「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」に含む。

(注2) 小学校、幼稚園共通科目。取得単位計は重複となる単位を差し引いた単位数。

上記の場合で、幼稚園教諭1種免許状を取得する場合の「教育課程の意義及び編成の方法」は単位を修得していないが、備考第14号の規定により、「教育課程の意義及び編成の方法」は満たしていると解してよいか。

答 貴見のとおり。

【施行規則第6条表備考第17号関係】

問31 単位の流用について（香川県）

中学校教諭1種免許状を取得する際、例えば第4欄教育課程及び指導法に関する科目については、通常12単位取得を必要とするが、この規定を適用して中学校教諭1種免許状美術を取得しようとする時、教育課程及び指導法に関する科目6単位、教科6単位を取得すればよいことになる。一方教育課程及び指導法に関する科目の中に含めることが必要な事項は教育課程の意義及び編成の方法など5項目にわたる。

- ① この場合、必要な事項である教育課程の意義及び編成の方法など5項目すべてを含んで取得しなければならないか。
- ② 含むとすれば、6単位以上取得しなければならない場合が多いと思われる。その場合、例えば、教育課程及び指導法に関する科目8単位+教科4単位という内訳で修得可能か。それとも教育課程及び指導法に関する科目8単位+教科6単位（教職6単位を除く単位数）が必要か。

答 全ての事項を修得する必要はない（平成13年問15、ハンドブックP176上段）。

【施行規則第7条表備考第1号、第3号関係】

問32 特殊教育に関する科目的単位の修得方法について（岡山県）

「教育の基礎理論に関する科目」は「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」と「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項」で開設科目が分かれている場合、どちらも内容を修得しておく必要があると解すればよいか。

また、「教育の基礎理論に関する科目」は「盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの教諭の普通免許状の授与を受ける場合の科目を持ってあてることができる」とあるが、例えば盲1種を取得する際に聾1種の単位を使うことが出来ると解すればよいか。

答 前段：貴見のとおり。

後段：規則第7条の表備考第1号の規定により、同表第1欄の科目としては、盲学校、聾学校及び養護学校の教育に係る内容を修得する必要がある。したがつて、盲学校教員免許を取得するための教育の基礎理論に関する科目として、聴覚障害教育に係る内容のみの修得では不足しているものと解する。

【施行規則第10条の3関係】

問33 2種免許状取得者による1種免許状の取得について（埼玉県）

短期大学で中学校教諭2種免許状（保健体育）を取得したものが、中学校及び高等学校教諭1種免許状（国語）を取得するため、大学に編入学して単位の認定を受けたが、教育実習の単位だけが認定されなかった。中学校教諭1種免許状（国語）を取得する場合、大学において教育実習以外の単位を全て修得していれば、規則第10条の3第3項に基づき、改めて教育実習を修得する必要はなく、短期大学の単位修得証明書と、単位認定された大学の単位修得証明書を併せて申請すれば免許状を授与できると解するがいかがか。

答 貴見のとおり。

【施行規則第10条の3関係】

問34 2種免許状取得者による1種免許状の取得について（香川県）

「平成15年度免許事務担当者会議における質疑事項問33」について、教職10単位を修得する際の定められている項目は

- ① 道徳1単位以上
- ② 各教科の指導法 3以上の教科（2種を取得する際に修得していない教科について修得）

のみでよいか。

教職10単位のうち、教育の基礎理論に関する科目2単位と教育課程及び指導法に関する科目8単位の内訳は必要ないか。また、それぞれの科目に含めることが必要な5ないし3事項についてすべて修得する必要はないか。（2種免許状を修得したときにはすべて含んで修得しているとみなしていいか。）

答 規則第10条の3第2項の規定により、規則第6条に規定する各科目の単位数の差を修得する必要があることから、教育の基礎理論に関する科目2単位と教育課程及び指導法に関する科目8単位の修得が必要である。

その際、教育課程及び指導法に関する科目に含めるべき事項については、道徳の指導法1単位と各教科の指導法（3つ以上の教科）のみでよい。

【施行規則第10条の3関係】

問35 別表第8で2種免許状を取得した者による1種免許状の取得について（北海道）
中学校1種免許状を希望し別表第1により修得中の者が、別表第1用の単位を使用して別表第8の規定により中学校2種免許状を取得した。

この者が、その後、中学校1種免許状を取得する場合は、規則第10条の3を適用せずに、別表第8で使用した単位を再度使用して、中学校1種免許状を取得することができるか。

A大学 平成3年3月卒業 小学校1種免許状取得「旧法別表第1適用」中学校1種免許状取得のため科目履修（新法適用）

B大学 平成13年4月 C大学 平成13年10月

D大学 平成14年4月 E大学 平成15年4月

別表第8で中2種免許状を取得 平成16年2月

※ B、C大学の単位を使用

※ 中2種免許状申請時に「教職に関する科目」の一部数単位が不足し、別表第1による申請ができなかった。

① 規則第10条の3を適用しない場合

別表第1は、別表第8とは規定が異なるため、別表第8で2種免許状を取得したことには関係がなく、B、C大学で修得した1種免許状用の単位（別表第8で使用した単位を含む）を全て使用し、別表第1を適用し1種免許状を取得することが可能か。

※ 1種と2種の差ではなく、59単位を積み上げる。

② 規則第10条の3を適用した場合

ア B、C大学で修得した1種免許状用の単位は、2種免許状申請時に使用しているので、全て使用できることになるのか。

例えば、別表第8で使用した「教科の指導法」「生徒指導～」以外の「教職に関する科目」の単位の取り扱いはどうなるのか。

イ D、E大学で修得した1種免許状用の単位は、2種免許状申請時に使用していないので、全て使用できるか。

ウ 「教科に関する科目」は、2種免許状を取得した後の単位が必要となるため、2種と1種の差の10単位については、新たに修得することとなるのか。

なお、B、C大学では「教科に関する科目」15単位を既に1種免許状用として修得済みであるが、別表第8で使用している。

答 ①：規則第10条の3第1項は任意規定ではない。

②：ア 貴見のとおり。 イ 貴見のとおり。

ウ 別表第1における科目的単位は、修得時期についての制限はない。

【施行規則第10条の4第1項関係】

問36 単位の認定について（京都府）

Q1 短期大学で修得した中2免の単位を、中1免、高1免の課程のある4年制大学に編入学して認定し、中1免、高1免に使用するとき、

- (1) 教職の単位を認定するとき、各欄毎に単位数が定められているので、各欄毎に上限があるものと解するがいかがか。
- (2) 高1免の認定に際して、教育実習を5単位の課程認定を受けている場合は、認定は5単位が上限であり、高1免の教育実習が3単位の認定を受けている場合の認定は、3単位が上限と解してよい。
- (3) 教育実習5単位を認定した場合、2単位の余剰単位分は「又は科目」へ充当することが可能と考えるがいかがか。
- (4) 平成13年度担当者会議問38で、『「又は科目」の法定4単位を、教科として14単位又は教職として25単位を認定することが可能である』が、その場合、上記(1)との関連はどうか。

Q2 短期大学での中2免の教職の単位（道徳）を、高1免の「又は科目」（道徳）として認定することは可能か。

Q3 単位認定の是非や解釈についての大学からの照会については、第一議的には文部科学省が対応されると解してよい。

答 Q1 (1) 貴見のとおり。

(2) 課程認定に関わらず、取得した中二種免に係る教育実習の単位を高一種免の取得に流用する場合には、規則第10条の4の規定に基づき5単位が上限となる。

(3) 貴見のとおり。

(4) 教科又は教職に関する科目について、教科に関する科目又は教職に関する科目の余剰単位数を充てている場合には、規則第10条の4の適用上、それを教科に関する科目又は教職に関する科目の単位として用いることが可能という趣旨であり、(1)とは矛盾しない。

Q2 道徳の指導法については、高一種免に係る教職に関する科目ではなく、教科又は教職に関する科目独自の科目であるため、規則第10条の4の規定により不可能と解する。

Q3 教員免許の授与権者は都道府県教育委員会であり、授与権者としての解釈を問われた場合には当然、授与権者において回答すべきものと考える。国としての解釈を問われた場合には、文部科学省において回答している。

【施行規則第10条の4第2項関係】

問37 認定課程を有する他の大学において修得した単位について（北海道）

① 外国の姉妹提携大学の単位について

中学校免許の認定課程を有する大学の場合、姉妹提携大学が同じ学校種である中学校に相当すれば、免許教科に関係なく「大学設置基準第28条」の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされる「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」を免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができるか。

② 上記の外国の姉妹提携大学の単位を文部科学省令で定める科目（その他の科目一日本国憲法を除く）として免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができるか。

答 ①：教科に関する科目や教職に関する科目のうち各教科の指導法については、認定課程の免許教科が異なれば規則第10条の4を適用すべきでないと考える。

②：可能と解する。

【施行規則第11条関係】

問38 看護実習について（鹿児島県）

別表第3により高等学校教諭1種免許状（看護）を取得したい者が看護師としての実務経験を有する場合は、授与権者の判断により、教科に関する科目「看護実習」の単位を、当該経験1年につき1単位の割合程度で他の当該教科に関する科目の単位をもって替えることができることとしても差し支えないか。。

答 別表第3の第4欄に掲げる科目については、大学や免許法認定講習等により修得する必要があることから、不可能である。

【施行規則第11条表備考第3号、第12条関係】

問39 単位数、在職年数の算定について（埼玉県）

海外の大学を卒業した者が、別表第3より高等学校教諭臨時免許状を元に、高等学校教諭1種免許状を取得する場合、免許法第18条により、施行規則第11条表備考第3号及び同第12条を準用することができるがいかがか。

答 貴見のとおり。

【施行規則第63条の2関係】

問40 盲・聾・養護学校の特殊の教科（自立活動）の免許状について（秋田県）

盲・聾・養護学校の特殊の教科（自立活動）には、助教諭臨時免許状は存在しないか。

法施行規則第63条及び65条では、盲学校及び聾学校の特殊教科助教諭臨時免許状（理療、理容等）の要件等について規定されている。また、養護学校等の自立活動の免許状に関する事項は施行規則第63条の2に規定されているが、この中に臨時免許状は含まれない。このため、自立活動に関する免許状は、原則、資格認定試験に合格してから盲・聾・養護各学校の自立活動教諭1種免許状を取得する方法しかない。

例えば、理学療法士の資格は有するものの、教育職員免許状は有しないという者を養護学校に採用したい場合は、①養護学校助教諭臨時免許状を授与して、助教諭として採用し、自立活動を担当させる。（教諭としては採用できない。）②養護学校自立活動教諭特別免許状を授与して、教諭として採用し、自立活動を担当させる。のいずれかでよいか。

また、①養護学校助教諭臨時免許状を授与するのが適当である場合、担当するのが自立活動のみであれば、各部に相当する教員の免許状を有することは要しないか。

答 自立活動の免許状には、臨時免許状は存在しない。したがって、自立活動の免許状を取得する場合には、教員資格認定試験に合格して普通免許状の授与を受けるか、授与権者が行う教育職員検定を経て特別免許状の授与を受けることとなる。

理学療法士免許のみを教員免許を有しない者を養護学校に採用する途としては、
① 養護学校の各部に相当する学校の臨時免許状又は特別免許状を授与する
② 上記の方法により、自立活動の普通免許状又は特別免許状を授与する
がある。（附則第16項の規定により、養護学校の免許状は必ずしも必要としない。）

【施行規則第63条の2関係】

問41 養護学校教諭免許状による自立活動の教授について（徳島県）

教育免許ハンドブック403ページ◎養護訓練担任教員の取扱いにおいて、「特殊学校教諭免許状を有していれば、養護訓練免許状を有していなくても養護訓練を担任できる」とあるが、これは今で言えば、養護学校免許状と幼、小、中、高、いずれかの教諭の免許状を有していれば、養護学校のすべての学部において自立活動を教授できると解釈してよいか。

※「特殊学校教諭免許状を有していれば、養護訓練免許状を有していなくても養護訓練を担任できる」では、幼、小、中、高の別には触れていないので、すべての学部において養護訓練を担任できると解釈できるため。

答 盲・聾・養護学校において自立活動の教授を担任する場合には、各部に相当する学校の免許状及び相当する学校種の特殊教育免許状を有していれば、相当する学校種の自立活動の免許状を有していなくても足りる。（なお、附則第16項の規定によれば、各部に相当する学校の免許状のみで足りる。）

【施行規則第66条の2関係】

問42 在籍期間の通算について（宮城県）

準学士の称号を有する者と同等以上の資格を有すると認められる要件の、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得」について、複数の大学に在籍をしていた者の場合は、複数期間を通算して考えてもよいのか。

答 準学士の称号と同等以上の資格としては、一つの大学に継続して2年以上在学することを要するものと解する。

【施行規則第66条の6関係】

問43 科目の修得方法について（北海道）

2種免許状取得者による1種免許状の取得及び1種免許状取得者の専修免許状取得に際して、その他の科目（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作）の修得方法については、次のとおりでよいか。

① 受けようとする免許状：小学校1種免許状

新法施行前（旧法）の小学校教員資格認定試験により小学校2種免許状を取得

ア 旧法別表第1、2の規定による他の学校種普通免許状を所有していない場合

→ その他の科目は、履修不要

イ 旧法別表第1、2の規定による他の学校種普通免許状を所有している場合

→ その他の科目は、履修不要

答 ア：未修得科目的履修必要。

イ：貴見のとおり。

② 受けようとする免許状：小学校1種免許状

新法施行後（新法）の小学校教員資格認定試験により小学校2種免許状を取得

ア 旧法別表第1、2の規定による他の学校種普通免許状を所有していない場合

→ その他の科目は、未修得科目的履修必要

イ 旧法別表第1、2の規定による他の学校種普通免許状を所有している場合

→ その他の科目は、履修不要

答 ア：貴見のとおり。

イ：貴見のとおり。

③ 受けようとする免許状：小学校1種又は中学校1種免許状

別表第8による小学校2種又は中学校2種免許状を所有

→ 旧法別表第1の規定による他の学校種普通免許状を所有しているので、その他の科目は、履修不要

答 貴見のとおり。

④ 受けようとする免許状：栄養教諭1種免許状

免許法附則18項により栄養教諭2種免許状を取得した者が、栄養教諭1種免許状を取得する場合

ア 旧法別表第1、2の規定による他の学校種普通免許状を所有していない場合

→ その他の科目は、未修得科目の履修必要

イ 旧法別表第1、2の規定による他の学校種普通免許状を所有している場合

→ その他の科目は、履修不要

答 ア：貴見のとおり。

イ：貴見のとおり。

※ 平成15年度都道府県免許事務担当者会議の問34、35、41の回答

(34、35、41ページ) 及び平成16年度都道府県免許事務担当者会議(第1回)の問2の回答(2ページによると、別表第1、2、2の2により普通免許状を取得した者については、別表第1備考第4号に規定する科目は不要との趣旨であった。

【施行規則第66条の6関係】

問44 科目の修得について（沖縄県）

旧法で免許状を取得した者が、新たに他校種免許状を取得する場合、規則第66条の6の科目についても修得済みとみなし、追加の単位修得は必要ないと解してよいか。

答 旧法において別表第1又は別表第2の規定により免許状を取得した場合は、平成10年改正法附則第6項の規定により、新法別表第1又は別表第2の規定にする所要資格を得たものとみなされることから、さらに新法別表第1の規定により他校種免許状を取得しようとする場合には、規則第66条の6に規定する科目的修得は不要である。

【施行規則第67条関係】

問45 在外教育施設の在職期間について（秋田県）

平成15年度会議の質疑事項問25において、在外教育施設での在職期間は、別表7及び8における在職年数には含められないとされているが、別表第3で含めることが可能で、別表7・8には含めることができない理由を伺いたい。

答 想定されないため。

【施行規則第68条関係】

問46 実務経験の対象について（島根県）

高等学校教諭専修免許状の申請において、在職年数が特殊教育諸学校の高等部である場合、該当教科としての実務としてどの程度の内容であれば認めるのか。

例えば、高校理科の専修免許状を申請するものが、養護学校高等部で知的障害学級を6年以上担当したが、理科については生活単元学習や総合学習の中の一部分として教えている経験の場合、実務経験として認められるのか。中学校技術の専修免許状を申請する者が、養護学校中等部で作業学習の中で技術科の内容を教えている経験の場合はどうか。

(提案理由)

専修免許状に係る教育職員検定の場合、単位の遞減措置に相応しい実務経験の内容について吟味する必要があるが、特殊教育諸学校の各相当部における実務経験について、その判断基準や配慮事項があるべきではないかと考えたため。

答 法別表第3第3欄においては、「相当する盲・聾・養護学校の各部の教員」とされており、個別具体的な事例に即して、良好な成績で勤務したか否かについて実務証明責任者が、また、免許状授与要件を満たすか否かについて授与権者が、最終的に判断すべきものである。

【施行規則第70条の2関係】

問47 12年指定における期間の算定について（鹿児島県）

12年指定後に育児休業等があった場合、その期間は停止し、再び復職した時点から算定を開始することとなっているが、この場合の期間の算定方法について具体的に下記の事例について御教示いただきたい。

<事例1>

指定日 平成14年4月1日

停止期間 平成15年7月2日～平成16年7月20日

この場合の変更後の指定期間は、次のいずれになるか。

- ① 平成14年4月1日～平成18年4月20日（385日間停止）
- ② 平成14年4月1日～平成18年4月19日（1年19日間停止）

<事例2>

指定日 平成14年4月1日

停止期間 平成14年6月25日～平成14年9月22日

平成14年9月29日～平成15年7月31日

この場合の変更後の指定期間は、次のいずれになるか。

- ① 平成14年4月1日～平成18年5月1日（396日間停止）
- ② 平成14年4月1日～平成18年5月2日（1年1月2日間停止）

答 <事例1>①となる。

<事例2>①となる。

【施行規則第70条の2関係】

問48 12年指定における経過日について（鹿児島県）

下記の場合、12年指定における経過日（指定日）はいつになるか。

採用日 平成元年4月1日

除算【第1子産休・育休 平成10年3月26日～平成11年3月31日】

【第2子産休・育休 平成15年1月 8日～平成16年3月31日】

答 4年間が除算され、平成17年4月1日が指定日となる。

【施行規則第72条別記様式関係】

問49 別記様式備考のケの(ウ)欄の記載方法について(北海道)

「学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、～略～学校の名称、卒業又は修了の年月日」となっているが、複数の大学を卒業した者については、どの時点の卒業大学を記載すべきか。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① A大学 平成3年3月卒業 | 免許用修得単位なし |
| B大学 平成10年3月卒業 | 小学校1種免許状取得「別表第1適用」 |
| C大学 平成16年3月卒業 | 養護学校1種免許状取得「別表第1適用」 |
| ② A大学 平成3年3月卒業 | 他の科目のみ修得 |
| B大学 平成10年3月卒業 | 免許用単位一部修得 |
| C大学 平成16年3月卒業 | 小学校1種免許状取得「別表第1適用」 |

答 個別具体的な事例に即して、授与権者において、授与しようとする免許状の授与要件に係る必要な条件を記載すべきものと解する。

【平成16年改正省令附則第2条第3項関係】

問50 在職期間の算定について（徳島県）

「この省令の施行の際現に・・・臨時免許状の授与を受けている者であって」とあるが、これは、平成16年7月1日時点において、臨時免許状と理学療法士免許を受けているのに加えて、その時点において良好な成績の勤務が5年以上あることを要すると解するのでよろしいか。

答 貴見のとおり。

【平成16年改正省令附則第2条第3項関係】

問51 在職期間の算定について（徳島県）

理学療法士の免許を持っている者が、実習助手として理学療法の教科のティーチングをした場合、教員としての実務としてカウント出来るか。

※平成16年7月1日時点では、高等学校助教諭の臨時免許状を受けているが、実習助手として理学療法の教科に係わっていた時は無かったものである。この期間を加えることが出来れば、5年以上の勤務実績を有することとなる。

答 改正省令附則第2条第3項における「教員」には、実習助手は含まれない（法第2条第1項参照）。

【免許状授与証明関係】

問 5 2 保育士試験における授与証明について（兵庫県）

今年度の保育士試験より、幼稚園教諭免許状所有者については受験科目の一部免除が行われるようになったが、一部の試験実施者において受験申込時に授与証明書の提出を求めていたところがあったため、教育職員免許状授与証明書の申込が過度に集中し、業務に支障が生じた。

については、各試験実施者に対し、試験合格者にのみ教育職員免許状授与証明書を提出させることで統一を図られるよう、厚生労働省に働きかけていただきたい。

※ 受験申込時は免許状の写しで確認し、合格証を授与する際に免許状が失効等していないか確認することで十分でないかと考える。

答 厚生労働省に確認したところ、保育士試験において幼稚園教員免許を有する者に受験科目の一部免除を行う場合の、幼稚園教員免許の有無の確認については、国から都道府県知事部局に対し、受験者に教員免許の授与証明書の提出を求めるような指導はしていないとのことであり、各都道府県において、保育士試験実施担当の知事部局と教員免許担当の教育委員会とで調整していただくことにより、手続の簡素化・迅速化が可能である。

【理学療法免許状関係】

問 5 3 理学療法免許状の教授範囲について（富山県）

理学療法免許状保有者は、理学療法科でしか教授できないと考えてよいか。

例えば、理学療法免許状保有者が、理療科や保健理療科の一部（基礎分野や専門基礎分野など）を教授することはできるか。

答 盲学校「理学療法」の免許状により教授できる教科は、「理学療法」の教科のみであるものと解する。したがって、「理療」「保健理療」の教科の領域の一部の教授を担任することはできないものと解する。

【その他】

問54 単位の修得方法等の履修指導について（栃木県、岡山県）

免許法別表第1に基づく教員免許状取得希望者から、履修すべき科目或いは不足単位等についての問い合わせが依然として多い。「平成14年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第2回）質疑事項 問4」において、「別表第1、第2による免許状取得で解釈上の疑義が生じないような場合は、原則大学で履修指導を行うべき。（大学に対する指導等については必要に応じ行ってまいりたい。）」との回答があったが、大学等に対しどのような指導を行っているか伺いたい。また、大学等への通知等があれば、お示しいただきたい。

答 課程認定大学等に対しては、毎年教員養成部会委員が行う実地視察において、履修指導の状況について聴取するとともに、必要に応じてその方法等について指導を行っている。また、大学から直接免許関係法令の解釈に関する問い合わせがあった場合には、個別に文書により明確にして質疑応答を行っている。

なお、免許取得要件に関する基本的で解釈上疑義が生じないような問い合わせについては、原則大学において履修指導を行うべきであるが、学生からの問い合わせを受けた大学が直接対応せずに、一律に授与権者に直接問い合わせるよう指導しているような状況があれば、個別にご相談いただきたい。

【その他】

問55 教員免許の更新制について（埼玉県）

更新制については、中教審で導入の可否を検討したが、平成14年2月の中教審答申を踏まえ、導入には至らなかった。

今回、改めて、更新制の導入について検討されるようであるが、今後の見通しについてお伺いしたい。

答 現在、文部科学大臣の私的諮問機関である「これからの中教審答申を踏まえ、導入には至らなかった。
今後、この懇談会の提言を踏まえ、文部科学省において具体的な検討を行う。

【その他】

問 5 6 教員免許ハンドブックの更新について（秋田県）

法改正後の新しい規定に対する解釈、全国免許事務担当者会議で質疑されている事項等を含めて解釈事例編を早く更新して欲しい。

平成13年度の会議では、「検討する」とあるし、その後の法改正等で解釈が変更されているものもあるので、明確で統一したものにしていただきたい。

答 教員免許関係法令に関する文部科学省としての解釈については、近年の頻繁な法令改正等により複雑化しており、可及的速やかに整理して情報提供してまいりたい。

【その他】

問 57 免許事務担当者の連絡先一覧について（秋田県）

各都道府県の免許事務担当の部署名、担当者名、連絡先住所、電話・FAX番号、メールアドレス等の一覧を、毎年の会議で提示いただきたい。

答 文部科学省が毎年把握している担当者氏名、連絡先電話・FAX番号、メールアドレスについては、席上に配布する。来年度からは、さらに整理して情報提供してまいりたい。

【その他】

問58 免許法の解釈事例の周知について（香川県）

免許について様々な疑問点、問題点については、その都度文部科学省に問い合わせているが、その質問のうち各県に共通するような事項については、リアルタイムな情報として各県が共有できるように、当該質疑応答、事例を文部科学省から各県の教育委員会にメールで配信したりホームページに掲載するなどして、各県からも閲覧したり共有できるようなシステム作りをしてほしい。

答 御意見を踏まえ、授与権者に広く周知すべき事項については、定期的に各授与権者に情報提供するよう努めたい。

【その他】

問 5 9 文部科学省発送資料について（京都府）

大学関係者との相互理解を図るためにも、例えば、H11.10.5付け事務連絡「教育職員の免許法等に関する解釈事例について（送付）」などは、授与権者にも資料提供いただきたい。

答 御意見を踏まえ、席上に配布する。また、今後、大学等に対し免許関係法令の解釈等について示す場合には、幅広に授与権者にも情報提供するよう努めてまいりたい。

○栄養教諭関連

【法第3条第2項関係】

問60 食に関する指導による非常勤講師の任用について（愛知県）

- ① 栄養教諭を配置しない市町村立学校において食に関する指導（補助的な指導を除く。）を実施する場合、栄養教諭免許状を有する者を講師として任用するケースが考えられる。その場合は免許法第3条第2項に規定する講師によることができないため、免許法第3条の2の規定による非常勤講師として任用する必要があると解するがいかがか。
- ② 栄養教諭の普通免許状を有する者が食に関する指導をする講師として教授する場合、当該免許状により教授することができる領域であるにもかかわらず、免許法第3条の2の規定する免許状を有しない非常勤講師の届出が必要であるることは、免許法の趣旨から矛盾しないか。

なお、食に関する指導は特別活動においても効果的な指導が期待されているが、特別活動は免許法施行規則65条の7の規定する事項に含まれていないため教授できないこととなる。
- ③ 上記②の問題を解消するためにも、免許法の本則中に特例を規定すべきではないかと考えるがいかがか。（cf. 免許法附則第15項）

- 答 ① 特別非常勤講師については、教員免許を有しない者はもちろん、個別の事情に応じて教員免許を有する者を充てることも可能である旨は既に昨年度の会議において説明しているところである。したがって、栄養教諭免許状を有する者を、家庭や保健等の食の関連教科の領域の一部の教授を担任する非常勤講師とすることは可能である。
- ② 栄養教諭の職務内容は、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担うことであり、特定の教科の教授を担任することを目的とするものではない。栄養教諭の免許状については上記の職務を行う資質を担保するものであり、栄養教諭免許状を有する者であっても、特別非常勤講師として家庭や保健等の食の関連教科の教授を担任する場合には、第3条の2第2項の届出が必要である。
- なお、食に関する指導を特別活動（給食の時間やホームルーム等）の中で行う場合には、栄養教諭の職務の一環として行うことの他に、栄養教諭免許状を有する栄養教諭以外の者が、学級担任等とチームティーチングの形で行うことが想定され、この場合には、特別非常勤講師とする必要はない。
- ③ 以上の考え方により、栄養教諭については、教科指導のための特段の特例措置は設けていない。

【法附則第18条関係】

問61 在職年数の遞減措置について（栃木県）

法別表第6の2備考及び法附則第18項備考第2号中の「1年未満の期間」とは、具体的にどのような期間のことか。

- ① 1ヶ月以内の在職期間
- ② 11ヶ月以上1年未満の在職期間
- ③ ①・②以外であれば、その具体的期間

〈質疑理由〉

「平成16年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第1回）質疑事項15」において「1ヶ月未満の在職年数が含まれるか」という質疑に対し、回答では「1年未満の在職年数は必要である。」となっていたため。

答 1ヶ月未満の在職期間も「1年未満の期間」に含まれるものと解する。

【法附則第18条関係】

問62 在職年数の算定について（熊本県）

今年度第1回免許会議の質疑事項問10で、食に関する指導を行う特別非常勤講師の在職年数の計算についての質問があり、その回答では「食に関する指導の特殊性に鑑み、他の教員の在職年数のように常勤職員との実際の指導時間数の均衡を考慮して定めるのではなく、一定期間継続して、食に関する指導を担当する非常勤講師として発令されている期間を算定していただきたい」とされている。これは、非常勤講師としての1週間の授業時間数を確認する必要はなく、発令期間をそのまま在職年数としてよいということか。

また、「最終的には都道府県教育委員会の判断による」とされているが、各都道府県において基準を定め、それにより算定することもあり得るのか。

答 前段：貴見のとおり。

後段：貴見のとおり。免許法上の非常勤講師の在職年数の計算方法については、現在においても各都道府県教育委員会においてそれぞれ基準を定めて運用しているものと認識している。

【法附則第18条関係】

問63 在職年数の算定について（香川県）

学校栄養職員としての在職年数3年+10単位を修得すると栄養教諭免許状を修得することができる。その場合、栄養教育実習1単位は特別非常勤講師としての勤務実績が1年以上あれば他の科目で振り替えて修得することが可能であるとのことだが、

- ① 「1年以上」は、これまでの届出期間を通算したものでもよいか。
- ② 1年以上の届出期間がある場合の時間数は、最低、何時間必要か。（例えば2時間でもよいか。）
- ③ 上記②の事例が可能であれば、届出期間が1年未満（例えば2ヶ月）で時間数が2時間の場合はどうか。（届出期間にかかるわらず、特別非常勤講師として教授した時間は同じ、2時間である。）
- ④ 栄養教育実習を、特別非常勤講師としての勤務実績が1年以上で、他の科目に振り替えて修得した場合、証明はどのようにするのか、また証明権者は誰か。

答 ① 貴見のとおり。

- ② 1年未満の期間であれば含まれるものと解する。
- ③ 具体的には授与権者の判断によるが、食に関する指導の特質を踏まえ、必ずしも実際に教授を担任した時間により計算する必要はないものと解する。
- ④ 附則第18項の規定により栄養教諭免許状を授与する場合は、授与権者が行う教育職員検定によることから、授与要件を満たしているか否かについての最終的な判断は授与権者による。

なお、特別非常勤講師としての勤務実績については、規則附則第26項の場合と同様の実務証明責任者が行い、科目の単位認定については、科目を開設し成績評価を行う大学や都道府県教育委員会等において行うことが想定される。

【法附則第18条関係】

問64 在職年数の算定について（香川県）

第1回会議質疑事項の問10において「一定期間継続して発令されている期間」とあるが、これは一定期間継続していれば、年間5時間程度の実務であっても授与権者の判断により認めてよいと解しても差し支えないか。

答 問2～4を参照のこと。

【施行規則第10条の4関係】

問65 栄養教育実習の習得方法について（宮城県）

学校栄養職員から栄養教諭への移行措置に係る単位の修得の中で、栄養教育実習の単位の修得方法は、具体的にどの様な方法で行われるのか。仮に認定講習で開設するとした場合、講座形式（模擬授業等含む）のみの内容で単位を修得させることができるのか。

答 栄養教育実習は、実習として行う必要があるが、学校栄養職員が移行することの特殊性に鑑み、一部を模擬授業等により構成することは想定している。

【施行規則第10条の4関係】

問66 栄養教育実習の指導について（岐阜県）

大学における養成の場合の教育実習の指導体制については「栄養教諭と家庭・保健等の教科担任教諭等との連携による実習生の指導」が想定されているが、栄養教諭との連携が必ず必要になるのか。学校栄養職員と家庭・保健等の教科担任等との連携による指導は可能か。

答 栄養教諭制度は今年創設され、来年度から配置が可能となるものであり、制度導入当初は、指導教員として給食主任の教諭、家庭・保健等の担当教諭、食に関する優れた指導実績を有する学校栄養職員等があたることが想定される。

【その他】

問67 栄養教諭免許の認定課程申請予定大学について（北海道）

現時点での把握している大学等があれば教えて頂きたい。

今年度中に免許法認定公開講座等の開講を予定している大学があれば教えて頂きたい。

答 参考資料4として配布。

【その他】

問68 教育委員会が免許法認定講習を開催する場合の支援について（北海道）

現在、開設している免許法認定講習と同様の取り扱いとなるのか。

※ 現在、開講している上級免許取得、特殊免許取得の講習は、補助事業となつてゐる。

答 栄養教諭免許状の取得促進のため、これまでの免許法認定講習開設事業費補助とは別途重点的な支援を、平成17年度概算要求において盛り込むことを予定している。

O

O)